

河川巡視支援業務

積算資料

中部地方整備局

(参 考)

河 川 巡 視 支 援 業 務 (積 算 資 料)

I. 平常時

1. 積算資料

- (1) 巡視日数は、巡視を必要とする日数を計上するものである(設計表示単位は日)。
なお、日数については精算変更するものである。

1日の巡視業務の作業時間には、内業と現地への移動時間を含むものとする。

(2) 班構成

- ・一般巡視及び目的別巡視（車両、徒歩）

班構成は以下が標準となる。

巡視の区分	班	編	成
一般巡視	(監視員)		※1
	技術員	1人	一般運転手 1人
目的別巡視（車両）	(監視員)		※1
	技術員	1人	一般運転手 1人
目的別巡視（徒歩）	(監視員)		
	技術員	1人	普通作業員 1人

※1）一般運転手の委託料は、別途、Ⅲ 車両管理業務により積算・計上するものである。

- ・巡視調整等業務

河川巡視支援業務積算基準のⅠ. 3. 「河川巡視に技師(C)を必要とする高度な業務内容」に該当し、1回当り技師(C)を(0.5人/月)計上を基本とする。

(3) 車両経費

業務に必要な車両の経費は、次により計上するものである。

a. 一般巡視又は目的別巡視（車両）

- ・巡視用車両は河川パトロールカー（貸付機械）とし、Ⅲ 車両管理業務により積算し、計上するものである。
- ・運転日当たり運転時間（T）は、実績による。（前年度の使用実績報告書の数値を参考とし、最小単位は1時間とする。）

なお、Tを決定するにあたっては、使用実績報告書の数値について内容をチェックし、過大な積算とならないよう注意すること。

b. 目的別巡視（徒歩）

・業務用車両・運転費

業務に自動車が必要な場合は次の i ～ivにより積算し、直接経費に計上するものである。

- i 業務用車両の規格は、原則として5人乗りライトバン(1500cc)とする。
- ii 1日の運転時間は2時間とし、燃料費及び運転時間当たり損料は換算値損料を計上する。
- iii 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものとする。
- iv 運転労務費は、業務従事者が直接運転するものとして、計上しない。

Ⅱ. 出水時

1. 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

・直接人件費

直接人件費は業務に従事する者の人件費である。

中部地方整備局管内における、出水時等巡視については、以下の班編制とする。

職 種	員 数
技 術 員	1 人
普通作業員	1 人
一般運転手	1 人

2. 積算資料

(1) その他

1) 事前打ち合わせ

業務実施に先立つ事前打ち合わせについて、複数年契約の場合は毎年度実施する。

2) 準備打合せ及び整理報告

準備打合せ及び整理報告には、一般運転手も含め計上する。

3) 巡視に要する自動車の燃料

巡視に要する自動車の燃料は、基準消費料の 50% で運用する。

4) 1 編成当たりの積算構成例

構成の交替は実際の出水時の出水規模によるが、巡視時間が長引くと予想される場合は拘束開始から 12 時間で交替することが望ましい。

しかし、交替が深夜となる場合、又は出水時間が比較的短いと予想される場合等、交替が不可能（又は不必要）と判断される場合は、1 編成が 12 時間を超過することはやむを得ないので、指示の実態に沿って変更することができる。

4) 時間帯、勤務時間の別の単価構成

工種	種別	単位	員数	係数	時間帯の別	勤務時間の別
準備打ち合わせ	A	時間	1	1.0	イ	1
	C	時間	1	1.0+0.25*	ロ	1
巡視 整理報告 連絡調整	A	時間	1	1.0	イ	1
	B	時間	1	1.25*	イ	2
	C	時間	1	1.0+0.25*	ロ	1
	D	時間	1	1.5 *	ロ	2

注) 1. 所定労働時間内で 22 時～5 時にかかる時間帯は基準日額に 1.25 を乗ずる。

2. 時間帯の別

イ. 昼時間……AM 5:00～PM10:00までをいう。

ロ. 深夜……PM10:00～翌朝 5:00までをいう。

3. 勤務時間の別

1: 所定労働時間……業務開始から実働8時間以内をいう。

2: 所定外労働時間…業務開始から引続き実働8時間以上の時間
帯をいう。

4. *印については労務単価の構成比(%)を乗ずること。

出水時河川巡視業務数量集計表

業務種別	細 別	名 称	単位	数 量						摘 要
				1 班	2 班	3 班	4 班	5 班	合 計	
準備打合せ	(A)	所定労働時間内 昼間及び夜間	時間							
	(C)	所定労働時間内 深夜	時間	1h30'	50'	50'	40'	1h00'	4h50'	≒ 5 h
巡視	(A)	所定労働時間内 昼間及び夜間	時間							
	(B)	所定労働時間外 昼間及び夜間	時間							
	(C)	所定労働時間内 深夜	時間	4h00'	3h50'	3h40'	4h10'	4h00'	19h40'	≒ 20 h
	(D)	所定労働時間外 深夜	時間							
整理報告	(A)	所定労働時間内 昼間及び夜間	時間							
	(B)	所定労働時間外 昼間及び夜間	時間							
	(C)	所定労働時間内 深夜	時間	30'	30'	30'	25'	25'	2h20'	≒ 2 h
	(D)	所定労働時間外 深夜	時間							
合 計				6h00'	5h10'	5h00'	5h15'	5h25'	26h50'	≒ 27 h

委託時間の決定方法

- (イ) 総時間を決定する①……30分以上切り上げて時間単位とする。(超勤と同じ考え方)
 (ロ) 総時間に各細別計を合わせる様調整する。②(単価の安い箇所で切り上げ、切り捨ての調整をすること。)
 (ハ) 連絡調整(主任監視員)についても上表と同様に業務時間を積み上げるものとする。

①

②

表－１ 準備打合せ １時間当たり単価表（Ａ）

名 称	規 格	単位	数量	単 価	摘 要
技 術 員		時間	1	$1/8 \times \text{基準日額}$	1 名
普通作業員		時間	1	$1/8 \times \text{基準日額}$	1 名
一般運転手		時間	1	$1/8 \times \text{基準日額}$	1 名
計					

表－２ 準備打合せ １時間当たり単価表（Ｃ）

名 称	規 格	単位	数量	単 価	摘 要
技 術 員		時間	1	$1/8 \times \text{基準日額} + 1/8 \times \text{基準日額} \times \alpha \times 0.25$	1 名
普通作業員		時間	1	$1/8 \times \text{基準日額} + 1/8 \times \text{基準日額} \times \alpha \times 0.25$	1 名
一般運転手		時間	1	$1/8 \times \text{基準日額} + 1/8 \times \text{基準日額} \times \alpha \times 0.25$	1 名
計					

表－３ 巡視車運転費 １時間当たり単価表

名 称	規 格	単位	数量	単 価	摘 要
ガソリン					$(2.6) 1/h \times 50\% = (1.3) 1/h$
損 料	ライトバン1500cc	時間			運転時間当り換算値損料
計					

表－４ 巡視（Ａの場合） １時間当たり単価表

名 称	規格	単位	数量	単 価	摘 要
技 術 員		時間	1	$1/8 \times \text{基準日額}$	1 名
普通作業員		時間	1	$1/8 \times \text{基準日額}$	1 名
一般運転手		時間	1	$1/8 \times \text{基準日額}$	1 名
小 計					
巡視車運転費		時間	1		表－３ 単価表
諸 材 料 費		式	1		
合 計					

表－５ 整理報告 １時間当たり単価表（Ａの場合）

名 称	規格	単位	数量	単 価	摘 要
技 術 員		時間	1	1 / 8 × 基準日額	1 名
普通作業員		時間	1	1 / 8 × 基準日額	1 名
一般運転手		時間	1	1 / 8 × 基準日額	1 名
雑 品					
計					

表－６ 連絡調整 １時間当たり単価表（Ａの場合）

名 称	規格	単位	数量	単 価	摘 要
技 術 員		時間	1	1 / 8 × 基準日額	1 名
計					

５）出水時の河川巡視業務における勤務時間の基本的な考え方について

出水時の河川巡視業務における勤務時間の基本的な考え方について

出水時原則 ①通常 8 時間以上あるものとし、4 時間経過した時点で 1 時間の休憩を取る。

②出水時間が短く 5 ～ 6 時間で終了する時は、続けて巡視し、休憩はなし。

③ 1 2 時間以上継続される時は、次の班と交替する。

----- 休憩
===== 基本勤務
————— 超勤勤務

（例）

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	原則適用例
H＝8 時間以上																				◎ 4 時間経過で 1 時間の休憩
H＝8 時間未満																				◎ 8 時間未満は経過巡視
H＝13 時間以上																				◎ 12 時間で次班と交替
H＝13 時間をこえ、 あと 4 時間以内で 終了する時																				◎ 次班の勤務時間が短くなる時の例外処置

※出水中間時における出張所内等の待機の考え方

減水し、巡視基準水位を下回っているが、上流域に相当の降雨等があり、また上昇すると思われる時で、一旦帰宅させても、すぐに呼び出しがあると判断されるならば、事務所長、出張所長等の待機命令により支払は可能とする。

時間単価の算定（出水時河川巡視）

時間 （h r）→ 2 交替時間（h r）	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24
0 ~ 1 2、1 2 ~ 2 4		(C) 5h		(A) 3h		(B) 4h		(A) 8h		(B) 2h		(D) 2h	
1 ~ 1 3、1 3 ~ 1	(D) 1h	(C) 4h		(A) 4h		(B) 4h		(A) 8h		(B) 1h		(D) 2h	
2 ~ 1 4、1 4 ~ 2	(D) 2h	(C) 3h		(A) 5h		(B) 4h		(A) 8h					
3 ~ 1 5、1 5 ~ 3	(D) 3h	(C) 3h		(A) 6h		(B) 4h		(A) 7h		(C) 1h		(D) 1h	
4 ~ 1 6、1 6 ~ 4	(D) 4h	(C) 1h		(A) 7h		(B) 4h		(A) 6h		(C) 2h			
5 ~ 1 7、1 7 ~ 5	(C) 1h	(D) 4h		(A) 8h		(B) 4h		(A) 5h		(C) 2h			
6 ~ 1 8、1 8 ~ 6	(C) 2h	(D) 3h	(B) 1h	(A) 8h		(B) 4h		(A) 4h		(C) 2h			
7 ~ 1 9、1 9 ~ 7	(C) 3h	(D) 2h		(B) 2h		(A) 8h		(B) 4h		(A) 3h		(C) 2h	
8 ~ 2 0、2 0 ~ 8	(C) 4h	(D) 1h		(B) 3h		(A) 8h		(B) 4h		(A) 2h		(C) 2h	
9 ~ 2 1、2 1 ~ 9	(C) 5h			(B) 4h		(A) 8h		(B) 4h		(A) 1h		(C) 2h	
1 0 ~ 2 2、2 2 ~ 1 0	(C) 5h	(A) 1h		(B) 4h		(A) 8h		(B) 4h		(C) 2h			
1 1 ~ 2 3、2 3 ~ 1 1	(C) 5h			(A) 3h		(B) 4h		(A) 8h		(B) 3h		(D) 1h	(C) 1h
1 2 ~ 2 4、2 4 ~ 1 2	(C) 5h			(A) 3h		(B) 4h		(A) 8h		(B) 2h		(D) 2h	

※休憩は12時間の中で1時間を見込むこと。

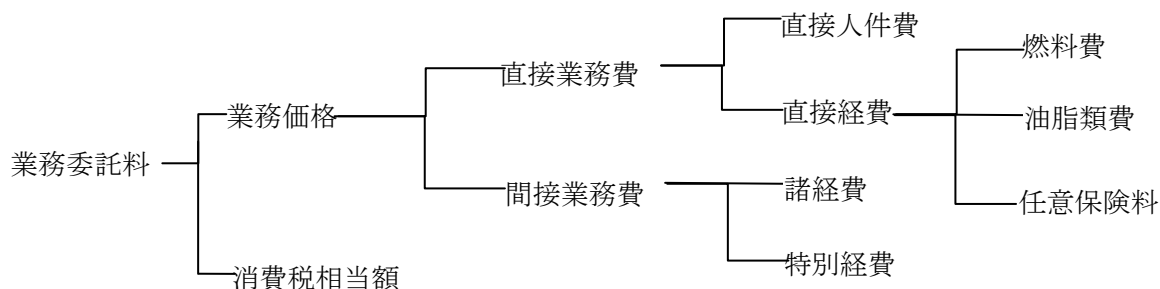
Ⅲ. 車両管理業務（車両管理業務積算基準（案）抜粋、注釈入り）

1. 適用範囲

この基準は、車両管理の業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

（1）業務委託料の構成



（2）業務委託料構成費目の内容

① 直接業務費

イ 直接人件費は、当該業務に従事する者の人件費とする。

ロ 直接経費は、当該業務の処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

- a. 燃料費
- b. 油脂類費
- c. 任意保険料

② 間接業務費

イ 諸経費

諸経費は、当該業務を請け負う企業の経営に要する一般管理費とする。

ロ 特別経費

特別経費は、通信機械の設置その他の仕様書等で特別に義務付けられた事項に必要な費用の合計とする。

③ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

（1）業務委託料の積算方式

業務委託費＝（業務価格）＋（消費税相当額）

$$= (\text{直接業務費}) + (\text{間接業務費}) + (\text{消費税相当額})$$

$$= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費})] + [(\text{諸経費}) + (\text{特別経費})] + (\text{消費税相当額})$$

(2) 各構成費目の算定

① 直接人件費

イ 直接人件費の積算に用いる基準価格（以下「基準価格」という。）は、三省協定による公共工事設計労務単価の職種「一般運転手」の単価を基準とし、実績等を勘案して定めるものとする。

（注） 当該単価には、通勤手当等の基準内手当、現物支給評価額及び賞与等臨時給与が含まれているため、当該手当等についての積算を行わない。

ロ 業務委託機関における業務日数に基準価格を乗じて得た額とする。

《注意：巡視業務では、業務日数は、巡視日数のうち発注者から貸与する車両による巡視の日数とし、巡視の積算と整合を図ること》

ハ （略）

二 （略）

② 直接経費

イ 燃料費・油脂類費

車両の車種及び年式や走行地域によって使用料が異なるため、過去の実績を参考として積算する。この場合、油脂類費については、燃料費の20%を限度とする。

ロ 任意保険料

③ 諸経費

次の式により算出した額の範囲内とする。

$$\text{諸経費} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費}) \times \text{諸経費率}$$

但し、諸経費率は27%とする。

④ 消費税相当額

消費税相当額は、業務単価に消費税の税率を乗じて得た額とし、また、業務価格に係る各費目毎の積算に使用する燃料費等は、消費税相当分を含まないものとする。

《注意：巡視業務では、業務単価は業務価格とする》

4. 業務価格の調整

業務実施に当たり、次に掲げる場合は、その実績に基づき調整を行うこと。

《注意：巡視業務では、巡視の積算と整合を図ること》

(1) 業務時間内又は業務日に業務を行わなかった場合 (略)

(2) 業務日の業務時間外に業務を行った場合

① 22時から翌日の5時まで

$$1 \text{ 時間あたり割引単価} = \text{基準価格} \times 1 / 7.75 \times 150 / 100 \times \text{割増} \\ \text{対象賃金比} \times (1 + \text{諸経費率})$$

《注意：巡視業務では、直接業務費の合計を算出後、諸経費を別途計上する》

②①以外の業務時間外

$$1 \text{ 時間あたり割引単価} = \text{基準価格} \times 1 / 7.75 \times 125 / 100 \times \text{割増} \\ \text{対象賃金比} \times (1 + \text{諸経費率})$$

《注意：巡視業務では、直接業務費の合計を算出後、諸経費を別途計上する》

(3) 休日に業務を行った場合

① 休日の0時から5時まで、休日の22時から24時まで

$$1 \text{ 時間あたり割引単価} = \text{基準価格} \times 1 / 7.75 \times 160 / 100 \times \text{割増} \\ \text{対象賃金比} \times (1 + \text{諸経費率})$$

《注意：巡視業務では、直接業務費の合計を算出後、諸経費を別途計上する》

② ①以外の休日

$$1 \text{ 時間あたり割引単価} = \text{基準価格} \times 1 / 7.75 \times 135 / 100 \times \text{割増} \\ \text{対象賃金比} \times (1 + \text{諸経費率})$$

《注意：巡視業務では、直接業務費の合計を算出後、諸経費を別途計上する》

この調整については、業務上やむを得ない場合（渋滞、災害等）に適用することとし、また、実施時間の把握については、厳正を期すこと。

(4) 基本走行距離に増減があった場合 (略)

(5) 宿泊を行った場合 (略)

5 その他

(1) 業務時間は「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律第33号）に規定する職員の勤務時間（平日7時間45分）に準じ定める時間とする。

(2) 日常点検整備は、業務時間内で行うこと。

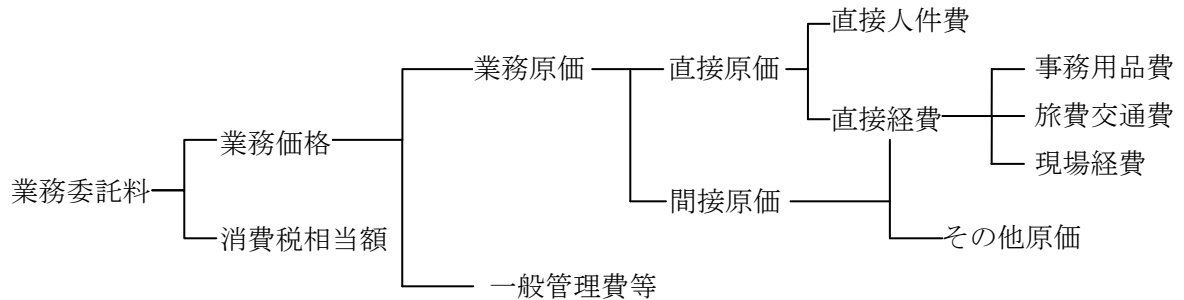
(3) 基本走行距離 (略)

IV. 堤防等河川管理施設点検業務

1. 適用範囲

この基準は、堤防等河川管理施設の点検業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料の構成



3. 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

イ 直接人件費

直接人件費は業務に従事する者の人件費である。

ロ 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち a、b、c に挙げるものである。

- a. 事務用品費
- b. 旅費交通費
- c. 現場経費

ただし、a、b、c 以外の直接経費は、その他原価である。

(2) 間接原価

・ その他原価

その他原価は、事務用品費、旅費交通費、現場経費の直接原価を除く直接経費及び間接原価となる。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益である。

(4) 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分である。

4. 業務委託料の積算方式

業務委託料は次の方式である。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額})\end{aligned}$$

$$= [(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] \\ + (一般管理費等) + (消費税相当額)$$

5. 各構成費目の算定

イ. 直接人件費

直接人件費は、以下を標準として算出する。

- (1) 点検は、堤防の形状、河川管理施設数に応じて、必要な数量を計上する（設計表示単位は **km** または箇所）。なお、数量については、精算変更するものとする。

[1日の点検距離・箇所数の標準的な考え方]

点検の標準速度は時速 **2km** とし、河川管理施設の場合は **1.3 箇所/h**（少数以下切り捨て）を点検することを標準とする。

また、堤防の点検において、変状の計測に要する時間として **1 箇所当たり (1/6)h** を別途計上する。なお、計測に要する時間については、計測箇所数に応じて精算変更するものとする。

1日の点検作業時間には、内業(1時間)と現地への移動時間を含むものとする。

- (2) 班構成は以下が標準となる。

点検の区分	班 編 成	
堤防A ：堤防Bより堤防の規模が小さい場合	(点検員) 技師C 1人	普通作業員 1人
堤防B ：堤防天端と法尻との直高が5m程度の場合	(点検員) 技師C 1人	普通作業員 2人
堤防C ：堤防Bより川表又は川裏のどちらか一方の直高が10m程度又は10m以上の場合	(点検員) 技師C 1人	普通作業員 3人
堤防D ：堤防天端と法尻との直高が10m程度又は10m以上の場合	(点検員) 技師C 1人	普通作業員 4人
河川管理施設 ：堤防を除く河川管理施設	(点検員) 技師C 1人	普通作業員 1人

- (3) 準備打合せ

出水期前、台風期、出水後の点検において、事前に必要な準備打合せの経費であり、1回当たり業務管理者を技師(A)として0.5人/回計上するものである。

ロ．直接経費

a．事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b．旅費交通費

交通費は、業務処理に従事する技術者が、原則として自動車で往復する費用とし、日額の旅費は精算しないものとする。

c．現場経費

業務に必要な自動車の経費を次の i ～ iv により計上するものである。

- i 業務用車両の規格は、原則として 5 人乗りライトバン(1500cc)とする。
- ii 点検 1 日の運転時間は 2 時間とし、燃料費及び運転時間当たり損料は換算値損料を計上する。
- iii 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものとする。
- iv 運転労務費は、業務従事者が直接運転するものとして、計上しない。

a、b、c 以外の直接経費は、その他原価とする。

ハ．間接原価

・ その他原価

その他原価は、事務用品費及び旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

なお、ここでのいう直接人件費には、普通作業員は含まれない。

ニ．一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

ホ．消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。